

◎東京都公安委員会告示第 143 号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月11日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 講習の実施期間及び時間

令和7年7月14日（月曜日）から同月18日（金曜日）
までの5日間

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号で定める警備業務（人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4号警備業務」という。）

4 講習予定人員

30名

5 受講対象者

最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して
3年以上である者

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により
確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和7年6月16日（月曜日）

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

電話 03（3837）2160

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和7年7月1日（火曜日）

までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備
業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」
という。）及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備
業務従事証明書を提出することができないことにつ
いてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を
疎明した上で、前記5に掲げる者に該当することを
誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出す
ること。

8 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和7年7月7日（月曜日）及び同月8日（火曜日）
の2日間

午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

34,000 円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線 30312